

### Ⅲ 電気通信設備調査設計業務

第1節 固定無線回線・音達・移動無線回線調査設計業務

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項											
項 目	内 容	内 容	契約書 共通仕様書										
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		第1条 第1-1条										
(目 的) 第1-2条	この業務は、〇〇事業の一環として建設される〇〇〇水管理制御設備の〇〇〇設備の〇〇〇調査設計を行うものである。	1-2 ・設計対象設備及び作業の目的を簡潔に記入する。 (記入例) <table border="1" data-bbox="1558 682 2469 865"> <thead> <tr> <th>設 計 設 備 名 称</th> <th>作 業 の 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレメータ設備(無線の場合)</td> <td>回線調査設計</td> </tr> <tr> <td>放流警報設備(無線の場合)</td> <td>回線・音達調査設計</td> </tr> <tr> <td>放流警報設備(有線の場合)</td> <td>音達調査設計</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線回線調査設計</td> </tr> </tbody> </table>	設 計 設 備 名 称	作 業 の 目 的	テレメータ設備(無線の場合)	回線調査設計	放流警報設備(無線の場合)	回線・音達調査設計	放流警報設備(有線の場合)	音達調査設計	移動無線設備	移動無線回線調査設計	
設 計 設 備 名 称	作 業 の 目 的												
テレメータ設備(無線の場合)	回線調査設計												
放流警報設備(無線の場合)	回線・音達調査設計												
放流警報設備(有線の場合)	音達調査設計												
移動無線設備	移動無線回線調査設計												
(場 所) 第1-3条	業務位置は、別紙-1「調査設計場所」及び別添位置図に示すとおりである。												
(土地の立入り等) 第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 1 調査予定地については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 2 作業に伴う伐採については、業務遂行上必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルを生じることのないよう留意するものとする。	1-4 ・伐採等の補償について 有価木の伐採等補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲(規格、数量等)を示すとともに、受注者の負担を具体的に記入する。 ・伐採等補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記入し、相当する金額を積算しておく必要がある。	第13条 第1-16条										
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)〇〇農政局において、〇〇年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)〇〇農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が1,000万円を超える場合】											

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
	<p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係  ア 親会社と子会社の関係にある  イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係  一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格  第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。  (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者  (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知  受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画  受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。  また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い  特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録  共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任  引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>(記載例－2)  1 別紙〇に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2～8</p>			
		<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p> <p>・2～8は（記載例－1）と同じ</p>		

記 載 例	
項 目	内 容
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-6 条	<p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</li> <li>2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</li> <li>3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</li> <li>4 業務成果物のミス、不備 等</li> </ol>
(一般事項) 第 1-7 条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</li> </ol>

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項								
内 容	契約書	共通仕様書						
<p>【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】</p> <p>1-7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仕様書や業務請負契約書に記載されていない事項で、電気通信設備調査設計作業の内容に応じ、必要なものを記入する。</li> <li>・ ISO9000s 認証取得 (JIS Q9001:2000 [ISO9001:2000]) を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。</li> </ul>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(履行義務) 第 1-11 条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、品質システム文書 (品質マニュアル、作業手順書、品質計画書) のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	(履行義務) 第 1-11 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol>	(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、品質システム文書 (品質マニュアル、作業手順書、品質計画書) のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。</li> </ol>		
項 目	内 容							
(履行義務) 第 1-11 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。</li> <li>2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。</li> <li>3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</li> </ol>							
(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、品質システム文書 (品質マニュアル、作業手順書、品質計画書) のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。</li> </ol>							

記 載 例																							
項 目	内 容																						
(管理技術者) 第 1-8 条	<p>管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子－電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業－農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 業</td> <td rowspan="2">農 業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>電気電子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、〇〇もしくは〇〇を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等	農業－農業土木	農業－農業農村工学	電気電子	電子応用等	農 業	農 業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木	
資 格	技術部門	選択科目																					
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等																					
		農業－農業土木																					
		農業－農業農村工学																					
	電気電子	電子応用等																					
農 業	農 業	農業土木																					
		農業農村工学																					
博士	農学																						
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																						
	農業土木																						

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項			
内 容		契約書	共通仕様書
(品質システムの変更) 第 1-13 条	<p>なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ組織毎に別々に認証取得している場合には、組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。</p> <p>2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。</p> <p>3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照又は引用する構成で作成することも可とする。</p>		
(発注者への協力) 第 1-14 条	<p>受注者は、第 1-12 条 1 の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。</p> <p>1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、又は提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。</p>		
1-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。</li> <li>技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙－2を参考に追記する。</li> <li>シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙－2を参考に追記する。</li> </ul>	第 10 条	第 1-6 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇には高圧設備、特別高圧設備及び水管理設備等の当該業務工種を記入する。</li> </ul>		

記 載 例																						
項 目	内 容																					
(照査技術者) 第 1-9 条	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子－電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業－農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>電気電子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、〇〇もしくは〇〇を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>2 この業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>		資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等	農業－農業土木	農業－農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木	
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等																				
		農業－農業土木																				
		農業－農業農村工学																				
	電気電子	電子応用等																				
	農業	農業土木 農業農村工学																				
博士	農学																					
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																					
	農業土木																					
(担当技術者) 第 1-10 条	<p>担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p>																					
(技術者情報の登録) 第 1-11 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																					

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>1-9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本条（照査技術者）は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。</li> <li>記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。</li> <li>技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙－2を参考に追記する。</li> <li>シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙－2を参考に追記する。</li> </ul> <p>・〇〇には高圧設備、特別高圧設備及び水管理設備等の当該業務工種を記入する。</p> <p>・「照査手引書」に基づく照査を行うことが出来ない工種で照査を行う場合は2を以下の内容に変更する。 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、次のとおりとする。 (1) 業務計画作成時 (2) 基本条件の設定時 (3) 細部条件及び構造検討項目の決定時 (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合</p>	第 11 条	第 1-7 条
<p>1-10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務と測量業務を一括発注する場合は、測量作業について測量作業規程により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。</li> </ul>		第 1-8 条
		第 1-11 条 第 1-12 条

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
(保険加入) 第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。			第 1-37 条
(技術員等の配置) 第 1-13 条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名については、別に通知する。	現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。		
第 2 章 作業条件 (基本条件) 第 2-1 条	調査設計作業の基本条件は、次のとおりである。 [テレメータ・放流警報回線調査設計の場合] 1 使用する周波数帯 ① テレメータ回線 ○○MHz 帯又は○○○MHz 帯 ② 放流警報回線 ○○MHz 帯又は○○○MHz 帯  2 受信入力 ○○による。  3 空中線電力 10W以下 4 空中線地上高 20m以下 5 空中線型式 ① 70 MHz 帯 5素子八木型 以下のもの ② 400 MHz 帯 8素子八木型 2段スタック 以下のもの ただし、2素子八木型も使用可能とする。  [音達調査設計] 1 明瞭度 メリット3以上（明瞭度を6段階表示）  [移動無線回線調査設計] 1 使用する周波数帯 150 MHz 帯 2 空中線電力 10W以下 3 明瞭度 メリット3以上（明瞭度を5段階表示）	2-1 ・作業の基本条件として契約上重要なものについて記入する。 [テレメータ・放流警報回線調査設計の場合] 2-1-1 ・使用する周波数帯は、回線設計（机上）所要の信号対雑音比が得られる周波数帯を記入する。 なお、使用周波数は400 MHz 帯で計画し、回線が構成できない場合に70 MHz 帯とする。 2-1-2 ・準拠する図書を記載する。 (記入例) 「電気通信施設設計要領（案）・同解説（通信編）[国土交通省]」による。 ※最新の図書か、廃止されてないか等、確認して記載すること。  [音達調査設計] 2-1-1 ・「電気通信施設設計要領（案）・同解説（通信編）[国土交通省大臣官房技術調査課 電気通信室監修 平成 29 年 3 月]		

記載例							
項目	内容						
(貸与資料等) 第2-2条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量			
分類	貸与資料	数量					
(貸与資料等の取扱) 第2-3条	<p>第2-2条に示す貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>						
(関連業務) 第2-4条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業務名</th> <th>業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間			
番号	業務名	業務実施期間					
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>この業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙-1-2設計作業項目表(当該項目)に○印で示すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考			
作業項目	数量	備考					

作成要領及び留意事項																	
内容	契約書	共通仕様書															
<p>2-2</p> <p>・貸与資料等は、個々の作業において必要なものを記入する。 (記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務報告書</td> <td>〇〇年度 〇〇〇地区水管理制御設備基本設計業務</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	業務報告書	〇〇年度 〇〇〇地区水管理制御設備基本設計業務	1部				第16条	第1-4条 第1-13条						
分類	貸与資料	数量															
業務報告書	〇〇年度 〇〇〇地区水管理制御設備基本設計業務	1部															
<p>3-1</p> <p>ア 設計作業項目表については、記入例のとおり主要な作業項目を記載する。 (記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・現地踏査</td> <td>1式</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・設置場所選定</td> <td>1式</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・音達試験</td> <td>1式</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・〇〇〇〇</td> <td>〇〇</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 別紙-1-2設計作業項目表は、実施設計における標準的な作業内容を記載している。 なお、当該業務の作業内容により適宜追加、削除するものとする。</p> <p>ウ 当該工種は、標準歩掛が定められていないので、参考歩掛や他の適正と認められる実績か資料により、歩掛を決定するものとし、その作業項目、内容等の条件や技術者の所要人数等を的確に追加記載する。</p> <p>エ 変更時の記載方法 変更時に作業項目を追加する場合は、前項ウと同様の取扱いとする。 なお、別紙-1-2設計作業項目表「作業実施」欄には、変更後の全ての作業項目に○印を付す。</p>	作業項目	数量	備考	・現地踏査	1式		・設置場所選定	1式		・音達試験	1式		・〇〇〇〇	〇〇			
作業項目	数量	備考															
・現地踏査	1式																
・設置場所選定	1式																
・音達試験	1式																
・〇〇〇〇	〇〇																

記 載 例	
項 目	内 容
(調査業務の内容) 第3-2条	<p>1 一般事項</p> <p>(1) 管理技術者は、調査実施中に既設の施設等に損傷を与えた場合、又は与える恐れがある場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示に従い必要な措置を行うものとする。</p> <p>(2) 管理技術者は、電波伝搬・方位測定の際、他の無線局に妨害を与えている旨の連絡を受けた場合は、直ちに測定を中止して監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 管理技術者は、調査業務を実施する前に、測定方法について監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 音達調査を実施する場合は、河川周辺の住民及び病院、学校などの施設に対して、事前に通知しなければならない。なお、関係機関に対しては発注者から通知するものとする。</p> <p>2 回線調査</p> <p>(1) 現地踏査</p> <p>① 公園、保安林、天然記念物保護地域の指定、史跡・信仰対象地、用地買収の難易の調査（所管の官庁・機関に照会すること。）</p> <p>② 保守管理用道路の距離・道幅及びその状態、電力柱の有無の調査</p> <p>(2) 電波伝搬・方位測定</p> <p>受信入力測定、水平入力パターン、ハイトパターンの測定</p> <p>(3) 都市雑音測定</p> <p>原則として、15分間以上記録するものとする。なお、測定の結果、通常考えられない異常値がある場合は、雑音発生源の調査を行うものとする。</p> <p>(4) 不要波・混信波の測定</p> <p>○○○で別途指示する周波数（○○○MHz帯、○波）について測定を行う。 [なお、テレメータ観測局では、○○○で混信のなかった周波数について、定時観測時に測定を行い確認する。]</p> <p>(5) 無線局の設置場所の選定</p> <p>① 無線局の設置場所は、調査を行い調査設計条件を満足する場所を選定するものとする。</p> <p>② 選定した場所について、次の立地条件の調査を行うものとする。</p> <p>ア 正式な所在地名、周囲状況図</p> <p>イ 地主の氏名住所（登記簿と照合）</p> <p>ウ その他無線局設置に必要な条件</p> <p>3 音達試験（音達範囲測定）</p> <p>(1) 聴覚による明瞭度の判定</p> <p>サイレン吹鳴及びスピーカによる擬似音・音声放送の明瞭度の測定を行う。</p>

作成要領及び留意事項								
内 容	契約書	共通仕様書						
<p>オ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、その一部を当該業務の受注者等に行わせる場合は、次表を作業項目に追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩掛調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	歩掛調査	1式			
作業項目	数量	備考						
歩掛調査	1式							
<p>3-2-1-(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関とは、市町村、消防署、警察署とする。また、周辺住民等に対しては市町村の広報紙等により協力依頼を行うものとする。</li> </ul> <p>3-2-2、-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回線調査（テレメータ、放流警報）においては、河川協議に基づく観測位置（河川水位、雨量等）、警報範囲及び設置位置が決定されているとともに、ダム、頭首工実施設計業務及び水管理制御設備基本設計業務等で次の検討が行われているものとする。</li> <li>回線設計（机上）で使用予定周波数帯の検討</li> <li>放流警報局の音達範囲に基づく配置計画の検討（放流警報設備必要性はダム、頭首工実施設計業務の一環で検討を行うものとする。</li> </ul> <p>3-2-2-(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定場所及び所管総合通信局と協議した周波数を記入する。</li> <li>混信波測定は所定の周波数で24時間観測することが望ましい。</li> <li>所管総合通信局には無線設備計画書を作成のうえ、無線局設置の1年前から協議（打合せ）を行うものとする。（地方局委任周波数の場合）</li> </ul>								

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
(設計業務の内容) 第 3-3 条	<p>(2)騒音計による音圧及び周辺騒音の測定 サイレン吹鳴及びスピーカによる擬似音は音圧で測定する。</p> <p>4 サービスエリア調査</p> <p>(1)移動無線回線として、○○○管理所〔及び○○○中継所〕を基地局として、○○○から○○○まで○○kmの間を車で移動し、受信入力電圧を測定する。 (2)約500m毎に停車し、実際に通話して明瞭度の測定を行う。</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1)設計は、調査業務のデータに基づいて行うものとする。 (2)設計は、正確かつ丁寧に行い、その結果が調査設計条件を満足するものでなければならない。 (3)現地条件を十分把握し、地形及び技術的条件を考慮して設計するものとする。 (4)監督職員と連絡を密にし、発注者の意向をよく理解して設計するものとする。</p> <p>2 回線設計、データ解析</p> <p>(1)データ解析は、調査業務で行った各項目のデータに対して解析を行うものとする。 (2)テレメータ・放流警報回線については、データ解析により選定した周波数帯で回線設計を行うものとする。</p> <p>3 周波数選定 データ解析により選定した周波数帯で使用可能な周波数を選定する。</p> <p>4 その他 放流警報局のサイレン、スピーカの容量決定を行うものとする。</p>			
(設計作業の留意点) 第 3-4 条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <p>(1)農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 <a href="https://nn-techinfo.jp">https://nn-techinfo.jp</a> を参照。</p> <p>(2)新技術情報システム（NETIS）については、 <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a> を参照。</p>	<p>3-4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業の留意点について必要なものは適宜追加する。</li> <li>河川協議、技術審査委員会資料等が業務の途中で実施される場合は、実施時期や要求資料等について明示する。</li> <li>特に図面縮尺等を明示する必要がある場合は記入する。</li> </ul>		

記 載 例	
項 目	内 容
(業務の成果品質 確保対策) 第3-5条	<p>6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③〇〇〇</p> <p>ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。</p> <p>また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>3-4-6 ・工事工種の体系化に施設機械の工種は含まれていないため、数量算出規定等があれば貸与する。</p> <p>・全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務を対象に、業務の成果品質確保として取り組む場合に記載する。</p> <p>・確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等</p>		

記 載 例	
項 目	内 容
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-6 条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(<a href="https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php">https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	<p>共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 調査作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（ ） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。</p>		
<p>4-1 ・中間打合せについては、（ ）内に具体的な作業段階を記入する。 (記入例) 第 2 回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第 3 回 中間打合せ（計画・設計段階） 第 4 回 中間打合せ（細部設計段階）</p>		第 1-10 条

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(記載例-2) ただし、別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)で正副2部及び成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。</p>	<p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p>		第1-17条
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 ○○県○○市(郡)○○町(村)○○番地 ○○農政局○○事業(務)所</p>			
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。</li> <li>第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>その他</li> </ol>		第17条 ～ 第20条	第1-21条 ～ 第1-24条
(業務スライドの 試行) 第6-2条	<ol style="list-style-type: none"> <li>本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)URL(<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf</a>)に基づく試行業務である。</li> <li>発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができ</li> </ol>			

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	<p>る。</p> <p>3 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		第 58 条	

記載例																																																																																																																																					
項目	内容																																																																																																																																				
別紙-1-1 調査設計場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>局名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">テレメータ</td> <td>〇〇〇 (水位)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇 (雨量)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇 (水位、雨量)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇 (中継所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇 (管理所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流警報</td> <td colspan="2">〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線</td> <td colspan="2">〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名	局名	住所	備考	テレメータ	〇〇〇 (水位)			〇〇〇 (雨量)			〇〇〇 (水位、雨量)			〇〇〇 (中継所)			〇〇〇 (管理所)			放流警報	〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)			移動無線	〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)																																																																																																										
設備名	局名	住所	備考																																																																																																																																		
テレメータ	〇〇〇 (水位)																																																																																																																																				
	〇〇〇 (雨量)																																																																																																																																				
	〇〇〇 (水位、雨量)																																																																																																																																				
	〇〇〇 (中継所)																																																																																																																																				
	〇〇〇 (管理所)																																																																																																																																				
放流警報	〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)																																																																																																																																				
移動無線	〇〇〇 (管理所) ~ 〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇 付近 (〇〇〇川)																																																																																																																																				
別紙-1-2 設計作業項目表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">対象局名</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th colspan="2">④</th> </tr> <tr> <th>現地踏査</th> <th>設置場所 選定</th> <th>音達試験</th> <th colspan="2">都市雑音測定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th>70MHz</th> <th>400MHz</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流警報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">対象局名</th> <th colspan="2">⑤</th> <th colspan="2">⑥</th> <th colspan="2">⑦</th> </tr> <tr> <th colspan="2">不要波・混信波測定</th> <th colspan="2">電波伝搬・方位測定</th> <th colspan="2">サービスエリア測定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>70MHz</th> <th>400MHz</th> <th>150MHz</th> <th>70MHz</th> <th>400MHz</th> <th>150MHz</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流警報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">対象局名</th> <th colspan="2">⑧</th> <th colspan="2">⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> </tr> <tr> <th colspan="2">回線設計</th> <th colspan="2">データ解析</th> <th rowspan="2">周波数の選定</th> <th rowspan="2">サイレン・スピーカの選定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>70MHz</th> <th>400MHz</th> <th>電波伝搬</th> <th>音達試験</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流警報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動無線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名	対象局名	①	②	③	④		現地踏査	設置場所 選定	音達試験	都市雑音測定							70MHz	400MHz	テレメータ							放流警報							移動無線							設備名	対象局名	⑤		⑥		⑦		不要波・混信波測定		電波伝搬・方位測定		サービスエリア測定				70MHz	400MHz	150MHz	70MHz	400MHz	150MHz	テレメータ								放流警報								移動無線								設備名	対象局名	⑧		⑨		⑩	⑪	回線設計		データ解析		周波数の選定	サイレン・スピーカの選定			70MHz	400MHz	電波伝搬	音達試験			テレメータ								放流警報								移動無線							
設備名	対象局名			①	②	③	④																																																																																																																														
		現地踏査	設置場所 選定	音達試験	都市雑音測定																																																																																																																																
					70MHz	400MHz																																																																																																																															
テレメータ																																																																																																																																					
放流警報																																																																																																																																					
移動無線																																																																																																																																					
設備名	対象局名	⑤		⑥		⑦																																																																																																																															
		不要波・混信波測定		電波伝搬・方位測定		サービスエリア測定																																																																																																																															
		70MHz	400MHz	150MHz	70MHz	400MHz	150MHz																																																																																																																														
テレメータ																																																																																																																																					
放流警報																																																																																																																																					
移動無線																																																																																																																																					
設備名	対象局名	⑧		⑨		⑩	⑪																																																																																																																														
		回線設計		データ解析		周波数の選定	サイレン・スピーカの選定																																																																																																																														
		70MHz	400MHz	電波伝搬	音達試験																																																																																																																																
テレメータ																																																																																																																																					
放流警報																																																																																																																																					
移動無線																																																																																																																																					

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
<p>別紙-1-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>局名は、具体的に記入する。</li> <li>住所は、〇〇市 (郡) 〇〇町 (村) 〇〇まで記入する。</li> <li>備考欄には、「既設、予定地、県の施設」等調査設計上参考となる事項を記入する。</li> </ul> <p>別紙-1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査設計する設備の内容に応じて、調査設計作業項目等を適宜追加、削除するものとする。</li> <li>調査業務は「①~⑦」、設計業務は「⑧~⑪」とする。</li> <li>設計業務の内容は、水管理制御設備実施設計業務と重複しないよう確認する。</li> </ul>		

記 載 例																					
項 目	内 容																				
別 紙 ○(第 1-5 条、第 4-1 条関連)	<p><b>【設計業務の割合】</b>            調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A~D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサル タント(土木関 係のもの)</td> <td>直接人件費 の額</td> <td>直接経費の 額</td> <td>その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額</td> <td>一般管理費等 の額に 10 分の 5 を乗じて得た 額</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【調査業務の割合】</b>            調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A~D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査</td> <td>直接調査費 の額</td> <td>間接調査費 の額に 10 分 の 9 を乗じ て得た額</td> <td>解析等調査業 務費の額に 10 分の 8 を乗じ て得た額</td> <td>諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	業種区分	A	B	C	D	建設コンサル タント(土木関 係のもの)	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に 10 分の 5 を乗じて得た 額	業種区分	A	B	C	D	地質調査	直接調査費 の額	間接調査費 の額に 10 分 の 9 を乗じ て得た額	解析等調査業 務費の額に 10 分の 8 を乗じ て得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額
業種区分	A	B	C	D																	
建設コンサル タント(土木関 係のもの)	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に 10 分の 5 を乗じて得た 額																	
業種区分	A	B	C	D																	
地質調査	直接調査費 の額	間接調査費 の額に 10 分 の 9 を乗じ て得た額	解析等調査業 務費の額に 10 分の 8 を乗じ て得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額																	

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内 容	契約書	共通仕様書

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
参考資料－1	<p>(1) 音達試験実施における関係機関への通知文書（例）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>関係市町村長 関係消防署長 関係警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省 ○○農政局 ○○○事業（務）所長</p> <p style="text-align: center;">○○○ダム放流警報設備の音達試験について</p> <p>当事業（務）所では、平成○○年から○○○ダムの建設に着手し、現在建設中です。また、ダム完成後にダムの水を放流する場合、河川内にいる人を避難させるための放流警報設備を計画しています。</p> <p>この計画の一環として、サイレン・スピーカを実際に鳴らし、音の聞こえる範囲を確認する実験を別紙「音達試験の実施要領」のとおり行いますので、<u>周辺住民の方への連絡等</u>よろしくお願ひします。</p> <p>(2) 音達試験の実施要領（例）</p> <p>1 期 間 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 ただし、日曜日は実施しない。</p> <p>2 時間帯 ○時 ～ ○○時○○分</p> <p>3 方 法</p> <p>(1) サイレン及びスピーカを搭載させたトラックを○○○川沿いに停車し、それぞれを吹鳴させて音のレベル等を測定する。（別図－1「サイレン吹鳴の方法」を参照〔省略〕）</p> <p>(2) 吹鳴させる音の種類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイレン音（周辺約900mに到達） 〔周波数 ○○○Hz、出力 ○○KW〕</li> <li>・スピーカによる擬似音（周辺約500mに到達） 〔周波数 ○○○Hz と○○○Hz の合成音、出力100W〕</li> </ul> <p>ただし、吹鳴時間は1回当たり 20～40秒程度 吹鳴回数は1箇所当たり 6回程度とします。</p> <p>また、吹鳴させる音は、消防音信号に類似しないものとします。</p> <p>(3) 音達試験における広報 音達試験を開始する前日及び当日には、広報車により連絡します。（別紙－1「広報内容」を参照）</p> <p>4 試験範囲 別紙－2「試験範囲」を参照〔省略〕</p>	<p>・関係消防署長、警察署長の場合は、____の箇所を「通知します。」とする。</p>		

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
	<p>別紙－1「広報内容」</p> <p>1 前日（試験を実施する周辺のみ） 「こちらは、農林水産省〇〇〇事業（務）所です。 明日9時から16時30分までの間、ダム放流警報設備の事前調査のため、サイレンの吹鳴試験を行います。 大変御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いします。」</p> <p>2 当日（吹鳴前） 「こちらは、農林水産省〇〇〇事業（務）所です。 ただいまから、ダム放流警報設備の事前調査のため、サイレンの吹鳴試験を行います。 大変御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いします。」</p> <p>3 当日（吹鳴終了後） 「こちらは、農林水産省〇〇〇事業（務）所です。 この地点での試験は終了しました。 御協力ありがとうございました。」</p> <p>(3) 〇〇市広報「〇〇〇」への掲載（案）</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇ダム放流警報設備の音達試験について</p> <p>ダム完成後にダムの水を放流する場合、河川内にいる人を避難させるための放流警報設備の計画に当たり、サイレン・スピーカを実際に鳴らし、音の聞こえる範囲を確認する試験を次のとおり行いますので、御協力をお願いします。</p> <p>1 期 間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 ただし、日曜日は実施しない。</p> <p>2 時 間 〇時～〇〇時〇〇分</p> <p>3 区 間 〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇～〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇の 〇〇〇川沿い</p> <p>4 問合せ先 農林水産省 〇〇〇事業（務）所 〇〇〇課 TEL（〇〇〇）〇〇〇－〇〇〇〇</p>			

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
参考資料-2	<p>(1) 混信波測定における関係機関への試験電波発射依頼文書（例）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>無線局設置関係機関所属長 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省 ○○農政局 ○○○事業（務）所長</p> <p style="text-align: center;">○○ダム放流警報無線回線調査に伴う試験電波発射依頼について</p> <p>当事業（務）所では、○○県○○市（郡）○○町（村）に○○ダム（頭首工）の放流警報設備を計画中です。本設備の伝送回線として無線回線（使用周波数 ○○MHz）を予定しており、貴所（局）設備との混信波調査を実施したいので、下記により試験電波発射の御協力をよろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 試験電波発射の日時 ○○年○○月○○日○○時○○分～○○時○○分 （当日担当者から再度連絡します。）</p> <p>2 調査に関する問合せ先 ○○農政局○○○事業（務）所 ○○○課○○○係（○○） TEL（○○○）○○○-○○○○ FAX（○○○）○○○-○○○○</p>	<p>混信波調査対象局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象局のうち相手方免許人に対し連絡の有無の設備は次のとおりである。</li> <li>・相手局設備がTM設備の場合は連絡を行う必要はない。</li> <li>・放流警報設備の場合であっても、定時点検機能を有する設備の場合は連絡を行う必要はない。</li> <li>・相手局設備の詳細が不明な県、電力会社等は、全局に対して設備内容を確認のうえ上記以外の設備は連絡を行う必要がある。</li> </ul>		